

## 第7章 景観づくりの推進

平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観法のしくみを活用しながら、前章までに示した多面的な景観づくりを重層的に推進します。

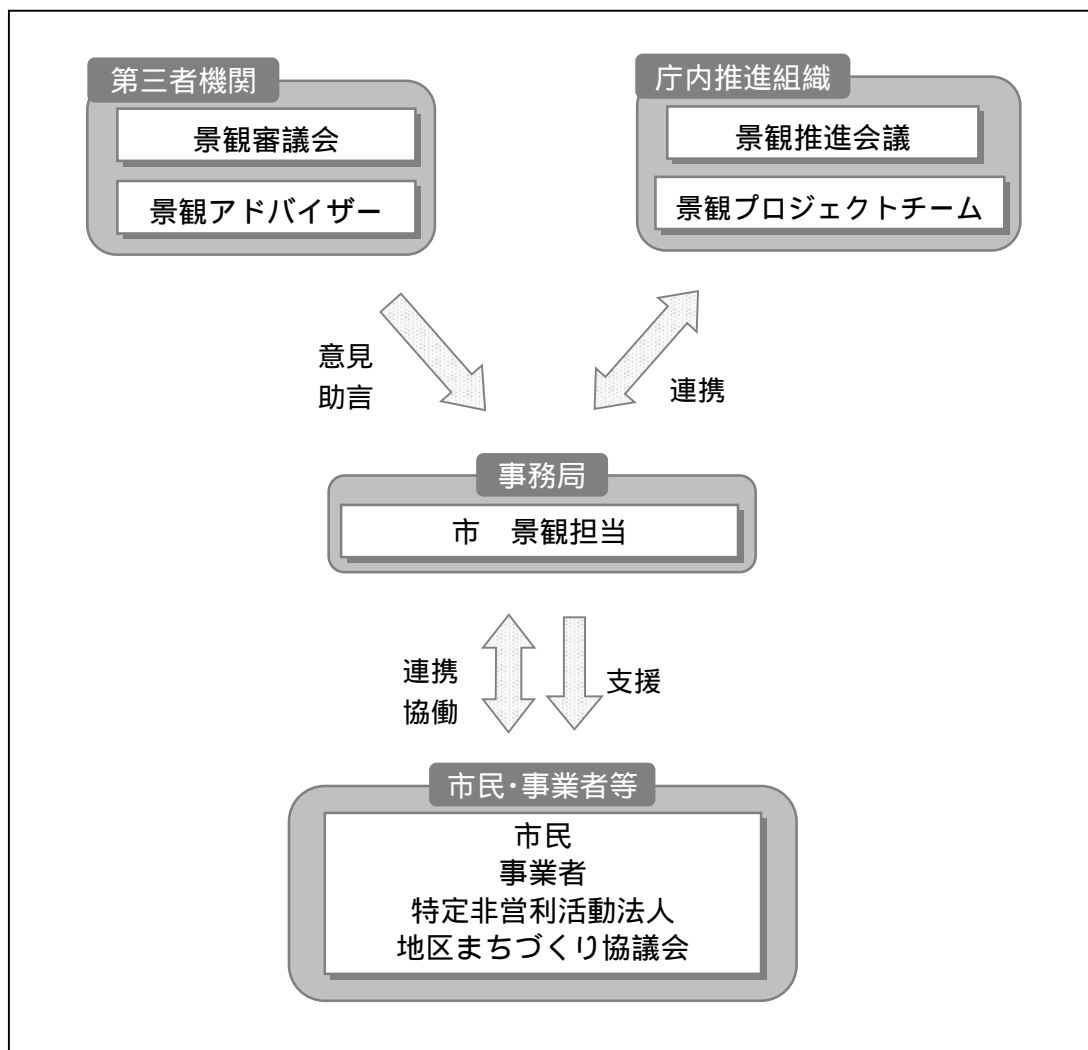
そのため、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備し、景観づくりの取組みの進展に応じて、計画の一層の充実を図るとともに、さらなる景観づくりへとつなげます。

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 推進体制

景観づくりの取組みを推進するため、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備します。

#### 推進体制



## (2) 審議機関等（第三者機関）の設置

景観計画の適正な推進や一層の充実を図っていくため、景観の形成に関する事項を広く審議する「景観審議会」や、届出制度の運用などにあたり専門的見地から市に対し助言を行う「景観アドバイザー」を設置します。「都市計画審議会」を含め、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営します。

### 景観審議会

景観条例の規定により定められた事項や良好な景観の形成に関する事項を調査審議する機関として、景観審議会を設置します。

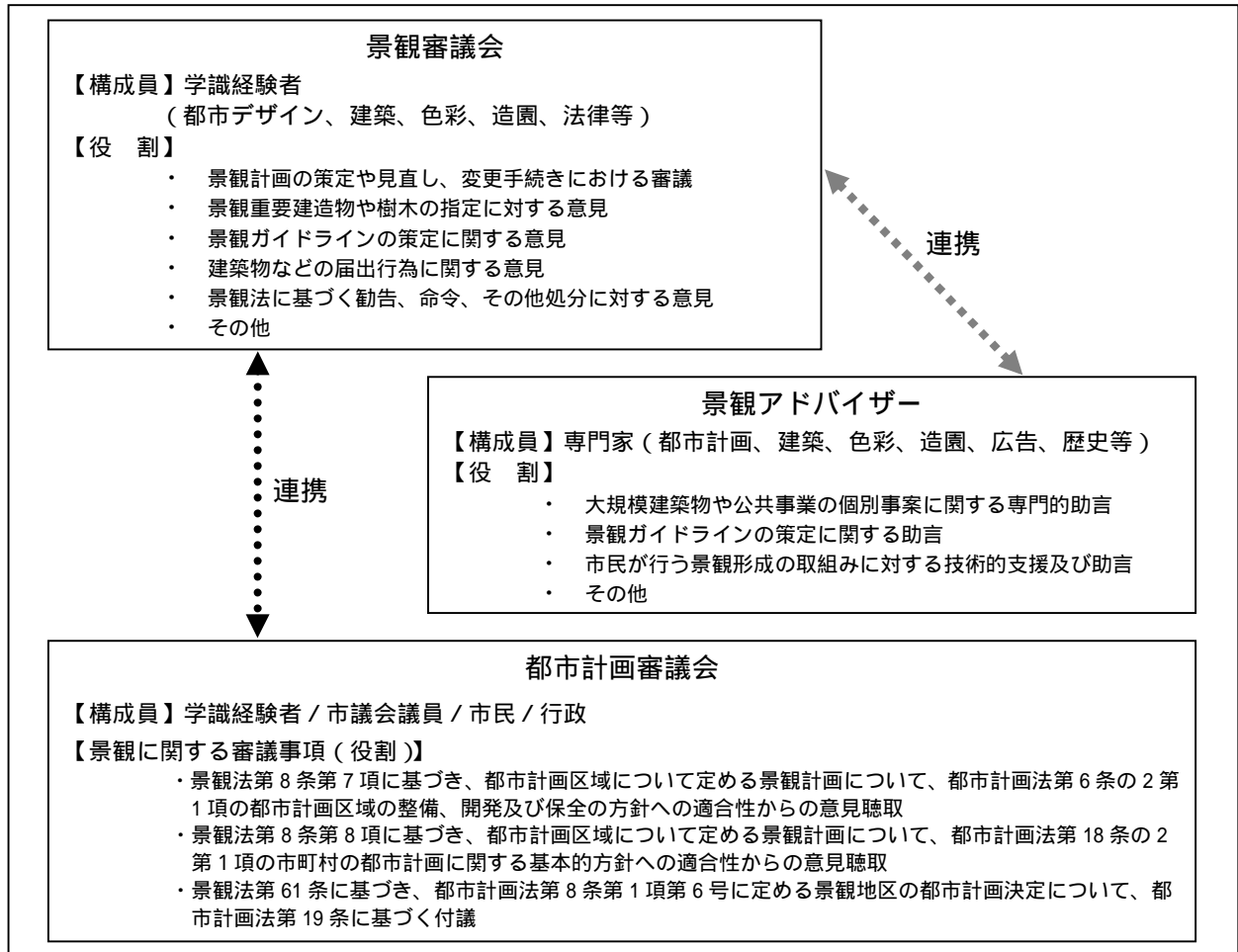
### 景観アドバイザー

大規模建築物や公共事業など個別の計画に関する具体的な景観誘導事項などについて、市の求めに応じて専門的な見地から助言を行う景観アドバイザーを設置します。

### 都市計画審議会

景観計画の策定又は変更にあたり、景観計画に定める事項が、本市の都市計画にかかわる事項に適合しているかどうかについて、意見を聴きます。

## 審議会等（第三者機関）の連携



### (3) 庁内推進体制の整備

庁内の連携した景観づくりの取組みを進めるため、庁内推進体制を整備します。

#### 職員意識の向上

景観づくりを推進するためには、景観担当部局だけではなく、庁内の連携した取組みが必要です。職員一人ひとりが景観づくりの担い手であることを自覚し、積極的に景観づくりの取組みを進めるため、研修機会などの充実を図り、職員の意識の向上や共通認識の構築を図ります。

#### 景観担当部局の体制の充実

市民・事業者・行政が連携した景観づくりの取組みを促進・調整するとともに、景観行政を着実に推進していくため、景観担当部局の体制の充実を図ります。

#### 景観推進会議と景観プロジェクトチーム

庁内横断的な連携のもとで景観形成に寄与する事業を効果的かつ効率的に推進し、事業の進捗状況の点検や課題の解決に向けた取組みを推進するため、景観関連施策の庁内調整を行う組織として「景観推進会議」を設置します。

また、行政が取り組むアクションプランなどの検討や実践を行う組織として、庁内に「景観プロジェクトチーム」を設置します。

### (4) 協働の体制づくり

良好な景観づくりは、市民・事業者・行政が協働で推進していくことが重要です。このための体制づくりを進めるとともに、将来的には「(仮称)まちづくりセンター」の設置をめざします。

#### アクションプラン実践チーム

景観要素にかかわるアクションプランの検討や実践を担う組織として、市民・事業者・専門家、さらに景観プロジェクトチームメンバーなどで構成する「アクションプラン実践チーム」を設置します。

アクションプラン実践チームは、その活動や経験を通し、人材の発掘や育成、景観まちづくり組織の育成、景観形成を推進する場の創出という役割を担いつつ、将来的に、「(仮称)まちづくりセンター」や、景観法に規定する「景観整備機構」などの組織を担う人材を輩出したり、アクションプラン実践チーム自体がそうした組織へと成長していくことをめざします。

#### (仮称)まちづくりセンター

市民・事業者・行政のいずれにも偏らない中立な立場で、景観づくり活動への支援や相談に応じていく、景観形成推進のための総合的な調整の場として、「(仮称)まちづくりセンター」の設置をめざします。

また、景観法に規定する「景観整備機構」などの制度も積極的に活用します。

## 2. 景観づくりの推進

### (1) 景観づくりアクションプランの推進

市民・事業者・行政が、気軽に始められることから、本市の魅力づくりやイメージアップにつながる景観づくりアクションプランを実践することで、景観づくりを推進します。

また、景観づくりアクションプランの中から行政が先導的に取り組むアクションプランを抽出し、「景観プロジェクトチーム」を中心として、これらを積極的に進めることにより、市民や事業者の景観づくりに対する関心を高めます。

#### 行政が先導的に取り組むアクションプランの例

##### エリア別景観づくりアクションプラン

- ・ 景観重点区域として位置づけた「海へのシンボル軸」・「都市のシンボル軸」・「歴史軸」のそれぞれの地区で、公共施設の修景などの取組みを先導的に進めるとともに、協働による社会実験的なイベントを実施し、景観づくりに対する意識の高揚や市民主体の景観づくりの取組みを促進します。
- ・ この取組みを通じて、住民の主体的な地域の景観づくりの方向性やルールについて検討を促し、地域の意向を踏まえた景観計画の策定へと誘導します。

##### テーマ別景観づくりアクションプラン

- ・ 色彩をテーマとして、関係部局と連携して学校色彩にかかわるガイドラインを策定し、校舎や体育館の改修の際には、これに基づき地域にふさわしい色彩での塗り替えを進め、地域全体の良好な色彩景観づくりを誘導します。
- ・ 同様に、公民館などの公共施設や小中学校などの文教施設の沿道の緑化を先導的に進め、PRに努めることで、地域全体の「みちすじ」の緑化への第一歩とします。

##### 景観意識向上アクションプラン

- ・ 良好なまちなみの修景に寄与していると認められる建築物や地域の活動などを表彰し、広く紹介することにより、市民の景観意識の向上を図り、景観づくりの気運を高めます。
- ・ 本市の多様な景観資源や要素を広く紹介するマップの作成や写真などの紹介、コンクールなどの開催を通し、市内外に向けて本市の景観の魅力情報を発信します。
- ・ 児童・生徒を対象とした景観学習会などを開催し、将来の景観づくりの担い手をはぐくみます。

## (2) 市民・事業者の景観づくりへの支援

市民や事業者の景観づくりを促進し、市全域で共通して守るべき景観形成基準を周知するため、リーフレットの作成や情報の提供、勉強会の開催など、これまでの取組みを継承した多面的な支援を進めます。

あわせて、市民や事業者が連携して効果的な景観づくりを進めるため、それぞれの取組み状況を把握し、情報を広く提供するとともに、景観づくりに取り組む市民・事業者のネットワークづくりを促進します。

また、地域の景観形成の担い手となる住民の組織づくりを働きかけ、専門家の派遣などの支援を行い、景観づくりアクションプランの実施や、住民提案による景観計画、景観協定の実現など、市民主体の持続的な景観づくりを促進します。

## (3) 公共事業等による先導的な景観づくりの推進

建築物の建築や工作物の建設などを始め、道路や河川、公園などの公共施設の整備は、景観に与える影響が大きく、また市民や事業者の景観づくりを誘導する上でも重要です。本市を始め、国や県、公共的性格を持つ団体などが実施する事業については、計画段階から事業主体との協議を開始し、先導的な景観づくりを誘導します。

また、地域の景観の要となる建築物や工作物、樹木についても、地域の景観づくりのよりどころとして、景観法の制度などを活用しながら、保全・活用を進めます。

### 公共施設の分野別ガイドライン

関係機関や関係部局との協議のもと、建築物や工作物、公園・緑地、道路・歩行空間、公共サインなど、公共施設における景観づくりの指針となる分野別のガイドラインを策定していくとともに、本市の景観を特徴づける公共施設については、景観法に規定する「景観重要公共施設」として景観計画に位置づけることを検討します。

### 景観協議会

広域の自治体がかかわる相模川や金目川、湘南海岸、高麗山、国道1号などの幹線道路などについては、景観法に規定する「景観協議会」を設置するなど、関係機関や近隣市町と連携しながら、広域的な調整を進めます。

### 景観資源の活用

景観上重要な建築物や工作物、樹木については、持続的な維持・保全・活用のしくみを検討するとともに、景観法に規定する「景観重要建造物」、「景観重要樹木」として積極的に指定を行います。さらに、景観資源を核とした地域の景観づくりに発展することをめざします。

---

### 3．計画の見直し

景観計画に基づく良好な景観づくりを円滑に推進するため、市民や事業者、行政の取組み状況を把握し、公表します。

また、取組みに関する問題点や課題などについては、市民や専門家などの意見を聞きながら検証し、効果的かつ効率的な推進に向けた調整を行います。

さらに、景観づくりは、非常に長い年月を要することから、社会情勢の変化や上位・関連計画の改訂など、必要に応じてこの計画の見直しや充実を図ります。